

なりわい再建支援事業（中小企業庁）

令和2年7月豪雨により大きな被害を受けた地域を対象に、中小企業等が行う被災施設復旧等の費用を補助。これにより、被災地域の速やかな復興の実現を目指す。

1 対象者

鹿児島県内に本社または事業所を有する中小企業者等

- 中小企業者(注1)及び小規模企業者
- 中堅企業及びみなし中堅企業（中小企業者以外の事業者で資本金又は出資金の額が10億円未満のもの）のうち知事が認めるもの(注2)

(注1)：中小企業、農業法人、個人事業主等（ただし、特定の風俗営業事業者は対象外です。）

(注2)：一定要件、債務要件を満たす者

2 補助対象事業

鹿児島県内に本社又は事業所を有する中小企業者等の施設又は設備であって、令和2年7月豪雨による災害のため損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、県が作成する復興事業計画に基づき、事業者が行う施設復旧等の費用を補助

3 補助率・補助金額・補助対象経費

- (1) 補助率：中小企業者・小規模企業者 3/4以内
中堅企業・みなし中堅企業 1/2以内

ただし、特定被災事業者（注3）は次のとおり

- 補助対象経費のうち1億円までは定額補助
- 補助対象経費が1億円を超えるときは、補助対象経費から1億円を控除した額に補助率を乗じて得た額

(注3) 新型コロナウイルスの影響を受けていること、過去数年以内に発生した災害で被災し売上げの減少や復旧に要する債務を抱えていること等の要件に該当する者

- (2) 補助上限額：3億円

- (3) 補助対象経費

施設、設備の復旧費用等（資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地、廃土費等を含む）

※従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合、新分野需要開拓等の新たな取組（「新商品製造ラインへの転換」、「生産性向上のための設備導入」等）に要する費用も対象

※補助対象経費は令和2年7月豪雨による被害発生日まで遡及可能

4 事業実施期間（予定）

令和2年7月3日（遡及適用）から令和3年2月下旬まで

※ なお、この期間は予定であり、前後する可能性があります。

※ 事業実施期間を過ぎて支出した経費は補助対象外となりますのでご注意ください。

<お問合せ先> 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課

☎ 099-286-2933